

## 修了証書の紛失・き損時の取扱い

- 1 修了証書の性格は次のとおりである。
  - (1) 修了証書は、研修課程を「修了」したことを証明するものであることから、学校の卒業証書と同様の性格を有するものである。
  - (2) 修了証書は、修了時点の事実に基づきその内容を証明するものであるので、修了時に限り発行するものである。
  - (3) 修了証書を紛失した場合は、学校の卒業証書の場合と同様、実物と同一の証書を再発行せず、証書に代え文書で修了した旨を証明することとする。
  
- 2 修了者から再発行の依頼があった場合は、1で示した修了証書の性格を踏まえ、修了者名簿により修了者であるか確認し、別紙2「受講者の本人確認について」1に準じて依頼者が本人であるか十分確認した上で、次により対応するものとする。
  - (1) 紛失・き損した場合
    - ① 研修修了者から様式1「神奈川県サービス管理責任者等研修修了者証明願」を受理する。
    - ② 研修事業者は、氏名、生年月日、修了証書番号、修了年月日を記載した様式2「神奈川県サービス管理責任者等研修修了者証明書」を交付する。

なお、修了証書のき損により証明書を交付する際には、き損した修了証書を回収の上で廃棄するものとする。
  
  - ※ 研修を実施した事業者の解散等により引継ぎを受けた事業者が証明書を発行する場合等、証明する事業者名が研修を実施した事業者名と異なる場合は、研修を実施した当時の指定事業者名を併記して発行すること。
  - ※ 当該指定研修事業者が研修事業をすでに廃止しており、何らかの理由により修了者の証明が不可能な場合、神奈川県が管理する修了者名簿への記載により確認できる際には、神奈川県知事が研修修了者から様式3「神奈川県サービス管理責任者等研修修了者名簿記載証明願」を受理した上で、様式4「神奈川県サービス管理責任者等研修修了者名簿記載証明書」を交付する。
  
- (2) 氏名の変更の場合  
修了証書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、氏名の変更による再発行は行わないものとする。

ただし、事業者の判断により、交付済みの証書に変更後の氏名を裏書きする（裏面に特記事項として書き込む）ことは差し支えない。

なお、氏名を変更した者から紛失・き損による修了者証明の依頼があった場合は、修了時点の氏名（変更前の氏名）により証明書を発行するものとする。